

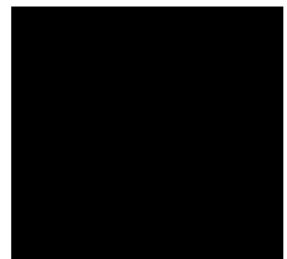
法務省民二第1521号
平成18年7月5日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

公立学校共済組合における登記申請業務に係る包括委任状の一部変更について
(依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり公立学校共済組合理事長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



公本保第291の9号
平成18年6月20日

法務省民事局長 殿

公立学校共済組合
理事長

登記申請等の包括委任状の変更について（照会）

公立学校共済組合（以下「組合」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第2号の規定による福祉事業として、組合の組合員（以下「組合員」という。）の利用に供する財産の取得、管理又は貸付けに関する事業を行っていますが、その一環として、組合員及びその家族の利用に供する住宅（当該住宅の用に供する土地及び構築物を含む。）の建設、譲渡、管理、運営等に関する事業を行っております。

当該事業に係る登記申請等の包括委任状の変更については、現在、昭和42年3月15日付け公本福第110号当職からの照会に対し、昭和42年10月7日付け法務省民事（3）発第349号により差し支えない旨回答をいただいておりますが、不動産登記法（明治32年法律第24号）が改正されたことに伴い、今般、当組合における登記申請手続に関する包括委任状の様式を別添のとおり変更したいので、登記手続上差し支えないか、御照会いたします。

なお、組合の支部（従たる事務所）は、各都道府県教育委員会に置き、支部長は、当該都道府県教育委員会の教育長の職にあるものをもってこれに充てることになっております（定款第3条第2項、同第11条第1項）。

おって、差し支えない場合には、貴官下の関係機関に対する周知方についても、よろしくお取り計らいくださるよう、お願いいたします。

担当 保健部厚生課住宅係

TEL 03-5259-

FAX 03-5259-

委 任 状

私は、公立学校共済組合 支部長 を代理人と定め、下記の事項を処理する一切の権限を委任します。

記

1. 公立学校共済組合の住宅事業の実施に伴う事業の協定、土地使用貸借契約及び住宅賃貸借契約並びに住宅譲渡契約の締結に関する事。
2. 第1項の協定に伴う第三者との土地売買契約及び設計監理契約並びに工事請負契約の締結に関する事。
3. 第2項の契約に伴う土地についての農地転用許可申請又は建物についての建築確認申請若しくは納税管理人の指定その他の手続きに関する事。
4. 公立学校共済組合が申告人又は申請人となる土地又は建物についての台帳申告若しくは表示又は権利に関する登記の申請に関する事。
5. 登記済証又は登記識別情報通知並びに登記完了証の受領に関する事。
6. この委任状の返還の請求及び受領に関する事。
7. 第2項から第6項までに掲げる行為についての復代理人の選任に関する事。

以 上

平成 年 月 日

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番5

公立学校共済組合

理事長

法務省民二第1520号

平成18年7月5日

公立学校共済組合

理事長

殿

法務省民事局長

公立学校共済組合における登記申請業務に係る包括委任状の一部変更について

(回答)

本年6月20日付け公本保第291の9号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。